

閱覽用

令和4年 第3回  
神崎市農業委員会総会 議事録

令和4年3月4日  
神崎市農業委員会

令和4年3月 第3回 神崎市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和4年3月4日（木）午前9時開会

2 開催場所 神崎市役所 2階共用会議室

3 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 0名

農地利用最適化推進委員 18名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	末吉利文	出
3	委員	城野芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原和之	出
7	委員	樋口光輝	出
8	委員	國部善典	出
9	委員	森田壽春	出
10	委員	福田省二	出
11	委員	田淵晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

10番 福田省二委員 11番 田淵晃敏委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 2件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画 所有権移転関係について 1件  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画 利用権設定関係について 24件  
議案第6号 非農地通知の発出について 2件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 2件

## 5 説明のため出席した職員

### 【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利  
農政農地係 係長 大隈裕次

## 6 会議の概要

(開会)

### 事務局長

皆様、おはようございます。

皆様には、委員の任期末に至るまで、ご協力いただき感謝申し上げます。

佐賀県では、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置が適用されておりますが、本総会にご出席いただきましたこと、誠にありがとうございます。農地利用最適化推進委員の皆様もご参加いただきまして、ありがとうございます。

本日も感染拡大防止に努めて開催しますので、ご理解いただき、円滑な議事の進行などについて、ご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和4年 第3回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

### 会 長

皆様おはようございます。

新型コロナあり、また皆様にはご多忙の中にもこのようにご出席いただき、大変ありがとうございます。

農地利用最適化推進委員の皆様方には、再度選任された方もいらっしゃるようですが、推進委員としては最後の研修会のご参加になると思います。

最適化推進委員さんをはじめ各委員さん、そしてそれぞれの地元の方々の大変なるご活躍とご協力により、神崎市農業委員会が全国的にも有数の活動をしているということで、全国農業会議所から認めていただ

き、そして私がですが全国代表者研修会で事例発表という機会を与えてもらいました。

これは、皆様の日頃の活動の成果と、それと事務局の職員が共に頑張ったことが認められたということで、私も大変喜んでおります。

長くなりましたけれども、それでは令和4年 第3回 神崎市農業委員会総会を開会します。 よろしく申し上げます。

(総会の成立)

### 事務局長

ありがとうございます。 本日は全員出席していただいております。また、農地利用最適化推進委員の皆様にもご参加いただいております。本日の総会は成立いたします。 よろしく申し上げます。

(議長登壇)

### 事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしく申し上げます。

### 議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

#### 日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、10番 福田委員と 11番 田淵委員を指名します。 よろしく申し上げます。

### 議長

#### 日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

### 議長

#### 日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第6号までの 36件です。

報告は、第1号の 2件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

### 議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 受付番号1番の申請者は出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

**議 長**

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。  
申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第1号、申請番号1番を議案書を基に説明】**

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番、申請地の所在は神埼町城原 字〇〇 〇〇番の田2筆及び  
び一体利用の宅地含む計2, 444.99㎡であります。

転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済  
であり、農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資  
の対象となっていない小集団の生産性の低い農地内であることから第2  
種農地と判断し、転用許可基準としましては、周辺の他の土地に立地する  
ことが困難な場合は許可し得るに該当すると判断いたします。

位置図などは3ページと4ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金につい  
ては残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周  
囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。 申請番号1番について、地区担当委員の6番  
中原委員のご意見をお願いします。

**6番 中原委員 【地区担当委員の意見】**

6番の中原です。 1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。  
申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の佐藤推進委員とともに、2月28日に現地の状況や転  
用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる  
土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もあ  
りますので、問題は無いと思います。 みなさまのご審議をよろしくお願  
いします。

**議 長**

ありがとうございます。 地区担当の佐藤推進委員をはじめ、事前の現  
地確認の実施など、ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)  
(質疑等無い模様)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、申請番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号 受付番号2番の申請者は出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に、申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第1号、申請番号2番を議案書を基に説明】**

申請番号2番、申請地の所在は神埼町城原 字〇〇 〇〇の畑1筆及び一体利用の宅地含む計1, 233. 57㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は令和3年8月に決定済であり、農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当することから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると判断します。

周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当すると判断いたします。

位置図などは5ページと6ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでおります。

説明は以上です。

## 議 長

説明が終わりました。申請番号2番について、地区担当委員の6番中原委員のご意見をお願いします。

### 6番 中原委員 【地区担当委員の意見】

6番の中原です。1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の佐藤推進委員とともに、2月21日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしく願います。

## 議 長

ありがとうございます。地区担当の佐藤推進委員をはじめ、事前の現地確認の実施など、ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番真島委員挙手 議長指名)

### 12番 真島委員

住宅建設での申請は、ほとんどが会社が譲受人になっているんですけど、会社員の個人が申請されてますけど、事業を個人でされるんですかね。資金も大金をかけてあるので、途中で頓挫するということはないんでしょうかと思いましたので。

## 事務局

これまで審議してきた申請の中にもあったんですが、オーナー制というか、住宅建設会社が間に入ってある計画で、申請は個人で行ってある形であります。

### 12番 真島委員

そうですね。わかりました。

## 議 長

他にありませんか。

(8番國部委員挙手 議長指名)

### 8番 國部委員

簡単なことですが、この申請地の地番が議案と位置図とで違いませんか。どっちかが間違いだと思いたすが。

(事務局が確認する)

### 事務局

申し訳ありません。委員ご指摘のとおり申請地の地番が位置図が誤っておりました。大変申し訳ありません。

申請地は2438番2ですので、ご訂正をお願いします。

### 議長

ご指摘ありがとうございます。他にありませんか。

(なしの声あり)

### 議長

ありがとうございます。それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

### 議長

これより採決します。議案第1号、申請番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

### 議長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号 受付番号3番の申請者は出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

### 議長

次に、議案書2ページの申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

### 事務局 【議案第1号、申請番号3番を議案書を基に説明】

申請番号3番、申請地の所在は神埼町本堀 字〇〇 〇〇番の田1筆1,708㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は令和4年2月に決定済であり、農地区分につきましては、住宅の用に供する施設が連たんしていることから第3種農地と判断し、転用許可基準としましては、許可し得るとなります。



位置図などは7ページと8ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。

説明は以上です。

## 議 長

説明が終わりました。申請番号3番について、地区担当委員の5番八谷委員のご意見をお願いします。

### 5番 八谷委員 【地区担当委員の意見】

5番の八谷です。1号議案の申請番号3番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の栗山推進委員とともに、2月21日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしく願います。

## 議 長

ありがとうございます。地区担当の栗山推進委員をはじめ、事前の現地確認などについて、ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)  
(質疑等無い模様)

## 議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

## 議 長

ありがとうございます。それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

## 議 長

これより採決します。議案第1号、申請番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号 受付番号4番の申請者は出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

**議 長**

次に、申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第1号、申請番号4番を議案書を基に説明】**

申請番号4番、申請地の所在は千代田町姉 字〇〇 〇〇番の畑1筆122㎡及び一体利用として隣接する宅地併せた549.02㎡であります。

転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済みであり農地区分につきましては、第3種農地にあることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内ある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断し、転用許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなります。

位置図などは9ページと10ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。 申請番号4番について、地区担当委員の7番樋口委員のご意見をお願いします。

**7番 樋口委員 【地区担当委員の意見】**

7番の樋口です。 1号議案の申請番号4番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の大坪推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。 みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

**議 長**

ありがとうございます。 地区担当の大坪推進委員をはじめ、事前の現地確認など、ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)  
(質疑等無い模様)

**議 長**

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

**議 長**

ありがとうございます。 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議 長**

これより採決します。 議案第1号、申請番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 申請番号1番の申請者は出席を求めず)

(議案第2号 農地法第4条関係)

**議 長**

それでは、議案書の11ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。 申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 【議案第2号、申請番号1番を議案書を基に説明】

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番、申請地の所在は神埼町尾崎 字〇〇 〇〇番外1筆の田2筆84㎡及び一体利用として隣接する宅地を併せた546.05㎡であります。

転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

農振除外は平成23年12月に決定済みであり農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当することから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、住宅、その他

申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると判断します。

位置図などは12ページと13ページに添付しております。

本件は、現地は既に宅地の一部として利用されてきましたので、追認の申請となり、現地確認や申請者に対し農地法を遵守するよう指導を行った上で、現状写真と、許可前の事前着手の経緯や理由などを始末書として提出してあります。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

## 議 長

説明が終わりました。申請番号1番について、地区担当委員の4番野田委員のご意見をお願いします。

### 4番 野田委員 【地区担当委員の意見】

4番の野田です。2号議案の申請番号4番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の平尾推進委員とともに、2月28日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、本件は追認申請であり既に事業完了されてありますが、申請地は事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無い状況であります。

地区も同意されており問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

## 議 長

ありがとうございます。地区担当の平尾推進委員をはじめ、事前の現地確認の実施など、ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)  
(質疑等無い模様)

## 議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

## 議 長

ありがとうございます。それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

## 議 長

これより採決します。 議案第2号、申請番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 申請番号2番の申請者は出席を求めず)

(議案第2号 農地法第4条関係)

## 議 長

次に、申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

## 事務局 【議案第2号、申請番号2番を議案書を基に説明】

申請番号1番、申請地の所在は神埼町姉川 字〇〇 〇〇番の田1筆237㎡です。

転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当することから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、農業用施設に該当すると判断します。

位置図などは14ページと15ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。

今回申請されている農業用施設への転用に係る施工内容について補足いたします。 目的については苗代用地としての利用となっており、申請地全体を30cm程度掘り下げ、その上に張コンクリートを10cm程度施工し苗箱を並べる計画となっております。 また、併せて苗床用の水の確保のために井戸を新たに設置する計画となっております。

申請理由としましては、議案書に記載のとおり、近年、耕作放棄地の増加により、若手である申請者に耕作の依頼が集中し、その結果苗代が不足したため今回の申請に至ったとのことであります。 説明は以上です。

## 議 長

説明が終わりました。 申請番号2番について、地区担当委員の2番末吉副会長のご意見を申し上げます。

## 2番 末吉副会長 【地区担当委員の意見】

2番の末吉です。2号議案の申請番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明どおりです。

私も、地区担当の勝谷推進委員とともに、2月25日に現地を確認し、現地の状況や転用の理由や内容を勘案し、申請地に隣接農地はなく、事業目的どおりに事業を実施するに適していると思われる土地で、区長や生産組合長にもお聞きし地区の同意もあり問題は無いということで、私も問題ないと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

なお、今回の申請地の西側にも以前苗代等農作業用施設として申請され許可受けられた土地があり、先ほどの申請利用にもありましたがここ数年耕作の委託が急増したということで施設が足りないということになったので施設を増やすという申請です。以上です。

## 議長

ありがとうございます。地区担当の勝谷推進委員をはじめ、事前の現地確認の実施など、ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(9番森田委員挙手 議長指名)

### 9番 森田委員

事業申請人が会社役員となっておりますけど、実際は農業やっておられるのでしょうか。

(2番末吉副会長挙手 議長指名)

### 2番 末吉副会長

自営の会社であるサッシ屋をしてあります。俗にいう兼業農家ではありますが、所有地も借入地ぐらいいもってあって、前からお父さんが農業をされていたんですが亡くなられて、サッシ屋をしている彼が百姓もして今6町くらいしていますね。

### 9番 森田委員

申請人の住所が佐賀市ですから、どうかなっと思ったんですが。

### 2番 末吉副会長

結婚して今は現住所がそこですが、以前からこの実家がサッシ屋の事務所と作業場でして、農業もそこが拠点で農機具や農作業や周りにこの苗代等施設を設けてするので、いつもここに来て働きよっですよ。

### 9番 森田委員

教えてもらったけんわかりました。ありがとうございます。

## 2番 末吉副会長

元から地区にも参加しよるし、将来は（実家に）帰ってくっと思いますもんね。

## 議 長

末吉さんありがとうございました。他にご質疑ありませんか。

（12番真島委員挙手 議長指名）

## 12番 真島委員

事務局に聞きますが、これは目的が農業用施設ですよ。これは農作業上必要ですが2aを超えとっしコンクリしたりもするからでしょうが、これも必ず転用申請しなければならないんですね。この目的で使いなっとですけど許可が必要なんですね。

（事務局や各委員の同意の様子を見て）

わかりました。その確認でしたので回答はいらんです。

（一同了解する）

## 議 長

他にございませんか。よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

## 議 長

ありがとうございます。それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

## 議 長

これより採決します。議案第2号、申請番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

## 議 長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

（議案第3号 農地法第3条関係）

## 議 長

次に、議案書の16ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】**

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番から3番は、全て農地の所有権の移転です。

1番につきましては、譲り受け人の自宅に隣接する長年管理してきた申請農地を、不在地主の譲り渡し人より譲り受けるものです。位置図は17ページに添付しております。

2番は、地域の農業者が、申請農地を不在地主である譲り渡し人より譲り受けるものです。位置図は18ページに添付しております。

3番は、譲り受け人が、自身の経営農地に隣接する申請農地を譲り受けて農地を集積・集約されるものです。こちらの位置図は19ページに添付しております。

どちらの許可申請の要件も、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

**議 長**

はい、何かありませんか。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

**議 長**

ありがとうございます。それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議 長**

これより採決します。議案第3号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可します。

(議案第4号 基盤強化促進法第18条第1項 所有権移転関係)

**議 長**

次に、議案書の20ページをご覧ください。



議案第4号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係について議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】**

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転関係について説明いたします。

申請番号1番は、先月、佐賀県農業公社への買い受けをご承認いただいた農用地を、あっせん調整を経て、地域の認定農業者および農事組合法人の中心構成員へと売り渡すものであります。

申請地の土地の所在や地番、地目、面積、10a当りの価格、譲り渡し人は一時買い受け先の佐賀県農業公社、各申請農地の譲り受け人、利用目的および売買価格や移転、引渡し予定時期などは記載のとおりです。

位置図は、21ページに添付しております。説明は以上です。

**議長**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

**議長**

はい、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

**議長**

ありがとうございます。それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議長**

これより採決します。議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議長**

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第5号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

**議長**

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

#### 事務局 【議案第5号、議案書の総括表を基に説明】

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

法令に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

まずは議案書1ページの総括表を説明いたします。

利用権設定関係総括表

神埼町、新規1件、再設定1件、計2件。 内訳は、田4筆 5, 679 m<sup>2</sup>。

千代田町、新規5件、再設定2件、計7件。 内訳は、田21筆 51, 794 m<sup>2</sup>。

脊振町、新規1件、再設定14件、計15件。 内訳は、田48筆 44, 091 m<sup>2</sup>、畑7筆 3, 189 m<sup>2</sup>、計55筆 47, 280 m<sup>2</sup>。

神崎市、合計24件。 内訳は、田73筆 101, 564 m<sup>2</sup>、畑7筆 3, 189 m<sup>2</sup>、計80筆 104, 753 m<sup>2</sup>となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

#### 議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページの農用地利用集積計画 神埼町新規について審議します。 事務局の説明を求めます。

#### 事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書2ページの、神埼町新規の申し出について説明いたします。

左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、貸付人、借受人、それぞれの経営面積、利用目的、借賃料、そして設定の始期、終期となっております。

設定する内容は、田2筆 3, 095 m<sup>2</sup>です。 説明は以上です。

#### 議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありま

せんか。

(質疑・応答)  
(質疑等無い様子)

議長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

ありがとうございます。 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町新規について、  
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議長

次に、議案書 3 ページの農用地利用集積計画 神埼町再設定について審議  
します。 事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第 5 号、議案書を基に説明】**

議案書 3 ページの、神埼町再設定の申し出について説明いたします。  
設定する内容は、田 2 筆 2, 584 m<sup>2</sup>です。 説明は以上です。

議長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありま  
せんか。

(質疑・応答)  
(質疑等無い様子)

議長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

ありがとうございます。 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書4ページの農用地利用集積計画、千代田町新規について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書4ページから5ページの、千代田町新規の申し出について説明いたします。

設定する内容は、5ページにあります、田16筆 39,437㎡となっております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(3番城野委員挙手 議長指名)

3番 城野委員

3番の案件ですけど、ここだけ極端に小作料単価が安いんですよ。何か理由があるんですかね。

事務局

申出時に確認したところ、この金額で決めましたのでお願いしますとしかコメントが残っていませんでした。双方合意の額ということです。

議 長

両者で同意した額ってということですね。

事務局

もう一つ言いますと、こちらがまだ法人等が立ち上がっていない地域ですので、公表している去年の設定実績なども示したりいろいろあったようなのですが、お決めになった金額を尊重させていただきました。

### 3番 城野委員

そうですね。

### 議 長

城野さんの実績からしたら安すぎると思われたかもしれませんが・・・

(11番田淵委員挙手 議長指名)

### 11番 田淵委員

これは私の担当地区での申出なんです、この金額に至った経緯はわかりませんが、圃場整備がされていない農地は受けていいと思います。そういった関連でこの計画になったんじゃないかと思います。

まあ、水が無いとかポンプとか耕作条件もあるんじゃないかと思いますね。

### 議 長

両者で同意してあるならですね、安いとかなんとかいいんじゃないかと思えますがね。 皆さんよろしいでしょうか。

(一同了解)

### 議 長

他にご質疑ありませんかね。 よろしいですかね。

(はいの声あり)

### 議 長

ありがとうございます。 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

### 議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

### 議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

### 議 長

次に、議案書6ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書6ページの、千代田町再設定の申し出について説明いたします。  
設定する内容は、田5筆 12, 357㎡で、農地中間管理機構を活用した地域の農事組合法人との利用権再設定なっております。  
説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)  
(質疑等無い様子)

**議 長**

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

**議 長**

ありがとうございます。それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議 長**

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

**議 長**

次に、議案書7ページの農用地利用集積計画、脊振町新規について審議します。事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】**

議案書7ページの、脊振町新規の申し出について説明いたします。  
設定する内容は、田7筆 6, 561㎡となっております。  
説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い様子)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、脊振町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書 8 ページの農用地利用集積計画、脊振町再設定について審議します。 事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第 5 号、議案書を基に説明】**

議案書 8 ページから 13 ページの、脊振町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は、13 ページにあります、田 41 筆 37, 530㎡と畑 7 筆 3, 189㎡、計 48 筆 40, 719㎡となっております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い様子)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、脊振町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第6号 非農地通知関係)

議 長

次に、別冊の議案第6号をご覧ください。

非農地通知の発出について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第6号、議案書を基に説明】

議案第6号 非農地通知の発出について説明いたします。

これは、既に非農地判断した荒廃農地のうち、土地の所有者より非農地の同意および申請があったものについて、申請内容の確認や地区担当委員の現地確認を行い、あらためて非農地であると判断し「非農地通知」を発出するものであります。

議案書1ページの土地の名義人、土地の所在、登記地目、現況地目、面積については記載のとおりで、田3筆 2, 152㎡、畑3筆 841㎡計2, 993㎡であります。

現地は、既に山林、原野化していることを確認しました。

各申請地の位置図を、その後のページに添付しております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い模様)

議 長

ご質疑ありませんか。よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。



(採決)

議 長

これより採決します。 非農地通知の発出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。 事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

内容は、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約で、この後は、農地の売買や借り手の変更などが予定されております。 報告は以上です。

議 長

説明が終わりました。 ご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

それでは、質疑も無いようですので、報告第1号については以上で終わります。

## 議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。  
これをもちまして、令和4年 第3回神崎市農業委員会総会を閉会します。  
ご審議ありがとうございました。

9時50分 閉 会